

《論 説》

ドイツの犯罪学における 近時の研究指導体制と教育状況(二・完)[※]

神 馬 幸 一

1. はじめに
2. ドイツの犯罪学における研究指導体制の概況(以上, 98号)
3. ドイツにおける法学部教育改革と犯罪学
4. おわりに: 我が国における犯罪学への示唆(以上, 本号)

(承前)

3. ドイツにおける法学部教育改革と犯罪学

3-1 法学部教育の概要

前節「ドイツの犯罪学における研究指導体制の概況」から, ドイツの犯罪学は, 大学法学部を基軸にして「制度化・機関化・組織化 (Institutionalisierung)¹⁾」

[※] 本稿の執筆に当たってはBochum 大学法学部のThomas Feltes教授(犯罪学・刑事政策・警察学講座)及びMünster大学法学部のKlaus Boers教授(犯罪学講座)から貴重な情報を提供して頂いた。ここに記して感謝の意を表する。また, 本稿は, 犯罪学雑誌81巻6号(2015)181頁以下における拙稿「ドイツにおける法曹養成と犯罪学教育」の内容を大幅に加筆補充するものである。

1) このInstitutionalisierungという表現は, Günther Kaiser, Kriminologie, 3. Aufl., C. F. Müller, (1996), S. 68において用いられている。同じくKaiserによる簡易版教科書の翻訳としてGünther Kaiser(山中敬一: 訳)『犯罪学』成文堂(1987)32頁以下でも「犯罪学の制度化 (Institutionalisierung)」としてドイツ語圏の状況が紹介されている。そ

されていることが判明した。そこで、本節では、当地の法学部教育において、犯罪学は、どのように取り扱われてきたのかという経緯を検証する²⁾。

そもそもドイツにおける法学部の役割は、我が国と大きく異なる。この点に注意を要する。なぜなら、ドイツの法学部教育は、一部の例外を除き、一般的には法曹（正確には、裁判官）資格取得のための必須条件に組み込まれているからである³⁾。その概略を示すと次のようになる⁴⁾。

他の文献で当該表現を用いるものとしてKarl F. Schumann, *Institutionalisierung der Kriminologie an juristischen Fakultäten*, in: Heinz Schöch / Jörg-Martin Jehle (Hrsg.), *Angewandte Kriminologie zwischen Freiheit und Sicherheit*, Forum Vlg Godesberg, (2004), S. 603 ff.

- 2) 本稿の対象は、その趣旨から最近の刑事法教育に関連ある事項に限定する。ちなみに、高橋直人「近代ドイツの法学教育と『学びのプラン (Studienplan)』：刑事法史研究との関連を意識しつつ」立命館法学331号(2010)735頁によれば、18世紀後半から19世紀で行われていたドイツの法学教育において、統計学の履修が推奨されていた。そして、この統計学と刑事法学の結び付きは、19世紀後半に一層、密接なものとなり、ドイツにおける実証的犯罪学研究の萌芽を形成したとされている。これに対し、18世紀末から、そのような実用法的な側面に加えて、刑事法學上の概念自体を精緻化し、更に全体として一個の体系に仕上げようとする理論的色彩の強い作業にも刑法学者の関心が大いに高まってくる。その背景には、当時の学問一般に絶大な影響力を及ぼしていたKantによる哲学の再生があると指摘されている。この点に関しては、高橋直人「一八世紀末におけるドイツ刑事法學の展開：Rechtsgelehrsamkeitから Rechtswissenschaftへ」同志社法学53巻2号(2001)59頁以下参照。
- 3) ドイツで法曹になるためには、裁判官資格の取得を経由することが原則化されている。例えば、検察官は、裁判官資格を有する者に限り任命される(ドイツ裁判官法122条)。また、裁判官資格を有する者は、弁護士資格の認可を受けることもできる(ドイツ連邦弁護士法4条)。この点に関しては、藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」日本弁護士連合会・法曹養成対策室報5号(2011)8頁以下参照。
- 4) ドイツにおける司法試験の概略に関しては、金尚均=辻本典央=武内謙治=山中友理『ドイツ刑事法入門』法律文化社(2015)229頁以下参照。我が国における法曹教育との対比に関しては、日高義博「日本の法曹教育の現状と問題点」専修ロージャーナル11号(2015)1頁以下参照。

現在、ドイツにおいて法曹になるためには、大まかに2段階の過程を経ることが求められる。それは1段階目に理論教育を施し、2段階目には実務研修を行うという目的を有している。

先ず、1段階目として、法学部で原則4年間分(6か月を1学期として、8学期分)に相当する教育を受ける(しかし、実際には、在籍期間を延長している学生が多い⁵⁾)。その後、各州と大学が運営する第1次司法試験を受験し、これに合格しなければならない。そして、ここでいう第1次司法試験の合格により、ドイツの法学部教育は修了したものとされる。その意味で、この第1次司法試験は、法学部卒業試験を兼ねている。この点が我が国における法学部修了要件と決定的に異なる。

更に、2段階目として、その第1次司法試験合格者は、司法修習生という身分で2年間の実務研修を受け、第2次司法試験を受験する。この試験の合格により、司法修習生は、完全な法曹(裁判官)資格を得ることになる⁶⁾。

このドイツにおける法学部教育と法曹養成の密接な関連性は、伝統的にドイツで培われてきた制度的特徴である。そのような法曹養成機関としての役割を担わされてきた法学部の教育において、従前、犯罪学は「補助科学(Hilfswissenschaft)」として、刑事法の周縁領域を占めるにすぎないとも評価されてきた⁷⁾。具体的に言えば、1960年代まで、ドイツの法学部内における犯罪学自体の評価は、総じて低調であったとされている⁸⁾。

しかし、法学部教育において、その流れを大きく変えた出来事が生じる。それは、1970年代に実施された一連の法曹養成改革である⁹⁾。1969年の法務大臣

5) 藤田・前掲注(3)16頁参照。

6) 小野秀誠「ドイツの法曹養成制度」法律時報78巻2号(2006)69頁によれば、第2次司法試験の最終的な合格率は、法学部入学者の5割程度とされている。その間に多くの法学部在籍者は、他学部へ転じるか、民間企業等への就職に進路変更するようである。

7) Kaiser, a. a. O. (1), S. 96.

8) 齊藤豊治「犯罪学・刑事司法の総合的教育体制」大阪商業大学論集9巻1号(2013)2頁におけるHelmut Kuryの見解参照。

9) Hans Joachim Schneider, Einführung in die Kriminologie, 3. Aufl., de Gruyter,

会議により、当時の司法試験における刑事法系の選択科目として「犯罪学・少年刑法・行刑 (Kriminologie, Jugendstrafrecht, Strafvollzug)」が導入された¹⁰⁾。このことが誘因となり、1970年代は、ドイツの大学法学部における犯罪学の需要が大いに高められた¹¹⁾。実際に、この時代は、法学部内においても犯罪学教育が素晴らしく充実化された黄金期として捉えられている¹²⁾。

しかし、1984年にこの法曹資格のための司法試験制度が再改編された¹³⁾。これにより、1970年代において試験的に一部の大学で導入されていた「1段階方式」の法曹養成教育が完全に廃止された¹⁴⁾。この1段階方式とは、理論教育と実務研修を2段階に区別することなく、大学法学部の段階で実務教育の実施を目論むものである。すなわち、大学法学部において、法曹教育を完結させる試みである。それにより、将来的には、理論と実務を緊密に融合させることが期待されていた¹⁵⁾。しかし、これを廃止した再改編の影響により、実務的志向性

(1993), S. 26.

10) Kaiser, a. a. O. (1), S. 96 f.

11) Arthur Kreuzer, Zur Lage des Wahlfachs "Kriminologie, Jugendstrafrecht, Strafvollzug" im juristischen Studium und Referendarexamen, JuS (1979), 526 ff; Wolfgang Heinz, Ausbildung und Einsatzmöglichkeiten von Kriminologen, Kriminologisches Bulletin 10 (1984), S. 291 ff.

12) Schneider, a. a. O. (9), S. 26.

13) Nicolas Lührig, Die Diskussion über die Reform der Juristenausbildung von 1945 bis 1995, Peter Lang, (1997), S. 177 ff. この80年代の改革に関する概要に関しては「<シンポジウム>日独における法曹養成制度」ジュリスト892号(1987) 54頁以下参照。

14) Lührig, a. a. O. (13), S. 58によれば、この動向は「伝統的教育方式への回帰」とであると評されている。

15) Hans Peter Marutschke(西原道雄：訳)「ドイツ連邦共和国における法曹教育」法律のひろば40巻5号(1987) 32頁によれば、この1段階方式は、法学教育において隣接諸科学との連携を強く意識したものであり、従前からの伝統的な2段階方式を維持した多くの学部の法学教育にも大きな影響を与えたとされている。例えば、80年代における刑事法教育の改革案としてHeinz Giehling / Karl F. Schumann, Die Zukunft der Sozialwissenschaften in der Ausbildung im Straf- und

を有する犯罪学教育は、ドイツの法学部において、1980年代以降、停滞ひいては後退しているとも評されている¹⁶⁾。

3-2 法学部における犯罪学教育の現状

実際、法学部における犯罪学教育の現状に関しては、法学部以外の学部も含めた大学教育全体の中で当該学際的領域の相対的な位置付けが把握されることにより、その客観化も可能であろう。その際には、前節と同様にBoers報告¹⁷⁾が参考になる(表1)。

表1 教授職による犯罪学関連領域の専門分野別授業実施状況¹⁸⁾

	法学 (34)	社会学 (11)	心理学 (7)	教育学 (4)	総平均
犯罪学	2.81	5.50	—	0.50	2.92
犯罪社会学	1.67	2.68	—	1.50	2.08
犯罪心理学	2.00	—	3.00	—	2.67
犯罪教育学	—	—	—	2.00	2.00
少年刑法	1.48	2.00	2.00	2.00	1.54
制裁法/刑罰学	1.40	—	—	—	1.40
行刑学	1.40	—	2.00	2.00	1.54
警察学	—	*	2.00	—	2.00

Strafverfahrensrecht:Erfahrung versus Programmatik, in: Winfried Hassemer / Wolfgang Hoffmann-Riem / Jutta Limbach (Hrsg.), Juristenausbildung zwischen Experiment und Tradition, Nomos, (1986), S. 65 ff.

16) Klaus Boers / Daniel Seddig, Kriminologische Forschung und Lehre an deutschen Universitäten im Jahre 2012, MschrKrim (2013), S. 124によれば、1980年代から1990年代にかけて、ドイツの法学部における理論刑法学(刑法解釈学)の優位性が益々高められたと指摘されている。

17) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 115 ff.

18) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 122における「表7」を参考に作成。括弧内は、回

法学分野に属する教授職においては、固有の犯罪学のみならず、犯罪社会学、犯罪心理学を含め、少年刑法、制裁法、刑罰学、行刑学というように、重要な犯罪学関連細目領域の授業が幅広く実施されている。同様に社会学分野では、犯罪学を中心に、犯罪社会学と少年刑法に関する授業の実施が確認できる。心理学分野では、犯罪心理学に加え、少年刑法、行刑学、警察学の授業が実施されている。教育学分野では、唯一、犯罪教育学が教授されていることに加えて、犯罪学、犯罪社会学、少年刑法、行刑学も実施されている¹⁹⁾。

しかし、法学分野においては、各科目における授業時間の平均が他の専門分野よりも少ないという傾向が見出せる²⁰⁾。例えば、犯罪学に関しては、法学分野(2.8 SWS)に比べて、社会学分野では、その約2倍に相当する授業時間数(5.5 SWS)が充当されている。法学分野では、犯罪学以外の科目が講じられているものの、総じて2 SWS以下でしか授業時間が確保されていない。

従って、前述した法学部教育の変遷を鑑みても、刑事法において犯罪学が「広く浅く」教授されている現状が指摘できる。実際に、法学部内では学際的な犯罪学の専門家が育成されることなく、犯罪学関連科目の大多数が条文解釈学を

答機関に属する教授職(C4/W3, C3/W2, C2級)の人数を分野別に示したものである。単位は、学期間各週単位時間(Semesterwochenstunde: 以下SWS)である。このSWSとは、ある授業科目を一学期(Semester)期間中、毎週、受講した場合、何単位に相当するのかを示すものである。一般的に1 SWSは、毎週45分間が充当される授業に相当する。*部分は、理解不能な数値であるため、除外されている。従って、警察学の総平均は、不正確な数値であるとの断り書きが付されている。以上から、本文中の表は、次のように読む。「法学分野の機関に属する教授職34名は、平均で2.81 SWSに相当する時間を犯罪学に関する授業として実施している」

19) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 122においては、教授職の後継研究者である博士号取得者に関する分野別の調査も同様に実施されている。それによれば、本文中の教授職と同様の傾向が示されている。すなわち、法学分野に属する博士号取得者の教育提供は、他の専門領域よりも広範囲に及んでおり、そこでは、犯罪学(2.6 SWS)が最も多く、隣接諸科学では、少年刑法(1 SWS)が最も少なく教えられている。その一方で、社会学及び心理学分野では、各々の専門領域(犯罪社会学ないしは犯罪心理学)に関して、2 SWSに相当する時間が授業されている。

20) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 122 f.

主な専門とする刑法学者により教授されていることも指摘されている²¹⁾。このようなドイツにおける犯罪学教育の現状に対しては、ドイツ人研究者からも強い不満が表されてきた²²⁾。

この点、我が国でも旧司法試験制度において2000年に法律選択科目が廃止されたことに伴い「刑事政策」が司法試験科目から姿を消した。それ以降、大学法学部における犯罪学ないしは刑事政策の教育が退潮傾向にあることも危惧されている²³⁾。従って、悲観的雰囲気は犯罪学教育において示されているという点は、一見すると、ドイツも我が国と共通しているかのようにも思われる。

3-3 法曹養成改革における「重点領域科目」としての犯罪学

しかし、我が国と異なり、ドイツの犯罪学教育は、現在、このような逆境を乗り越えようとしている。すなわち、それは、次に述べるように改革の途上に

21) 齊藤・前掲注(8)2頁においてKuryは、次のような辛辣な評価を加えている。「ドイツでは犯罪学者となるには犯罪学を学ぶ必要はなかった。大多数の犯罪学者は犯罪学を学んでいないし、学ぶ機会もなかった。彼らの大半は刑法を学んでおり、一部の人が社会学、心理学または教育学を学んだ。」「刑法の世界では、犯罪学を志向する研究者はアウトサイダーであり、本物の刑法学者ではないとされていた。」

22) Thomas Feltes, *Deutsche Kriminologie: Quo Vadis?*, GA (2000), S.161 ff.

23) この点を危惧するものとして、加藤久雄「人道主義的刑事法学の実現は可能か」北九州市立大学法政論集41巻2号(2014)179頁以下参照。現行の司法試験科目において「刑事政策」が選択科目に採用されなかった理由に関しては、2009年11月11日開催の司法試験委員会会議(第60回)議事要旨10頁以下で明らかにされている。そこにおける出席委員の発言趣旨を簡潔にまとめれば「旧司法試験における刑事政策は、暗記問題であり、応用能力を問う新司法試験の趣旨に合わない」と説明されている。しかし、ドイツの司法試験で出題されている「犯罪学」の問題は、ある事例を設定した上で、実体刑法に限らず、それこそ刑事法関係の様々な関連法規を駆使することが求められており、決して暗記中心の勉強法では解答を準備できないものである。例えば、そのような事例問題を多く収録し、ドイツの学生に好んで用いられる演習書としてGünther Kaiser / Heinz Schöch / Jörg Kinzig, *Kriminologie, Jugendstrafrecht, Strafvollzug*, 8. Aufl., C. H. Beck, (2015).

あるといえよう。

2000年代に入り、ドイツでは、新たな法曹養成制度が導入された²⁴⁾。従前、ドイツの法学部教育は、司法試験の必修科目(公法・民事法・刑事法・手続法)が中心に据えられてきた。そして、このドイツにおける法曹資格制度は、裁判官の養成を念頭に設計されたものであった。従って、そのような特殊な教育目標は、法学部における人材育成として適切であるのかという疑問が示されていた²⁵⁾。

そこで、法学部で学ぶ多くの者が実際に就く職業において必要とされる一般対応能力を育成する教育、そして、国際化に対応できるための教育をも行うべきであるという方向性が求められるようになる。これを決定付けた法整備が2002年に示された「法曹養成改革法²⁶⁾」である。

この改革を受けて、法学部における教育内容も大きく再編成された²⁷⁾。法曹養成改革法により改正されたドイツ裁判官法²⁸⁾は法学教育において、必修科目に加えて、特に2003年から「重点領域科目(Schwerpunktbereich)」を第1次司法試験の内容として導入した(裁判官法5条a)。この重点領域科目は、第1次司法試験における配点の3割を占めるものとして、各大学が独自で企画・

24) この点の議論に関しては、鈴木重勝「ドイツ法曹養成思潮の衝突と融合(Ⅰ): 弁護士界の改革思潮とFDP 法案(1~5)」早稲田法学81巻2号(2006)1頁以下・同81巻4号(2006)1頁以下・83巻1号(2007)1頁以下・84巻2号(2009)1頁以下・85巻1号(2009)81頁以下が詳しい。

25) 高田篤「ドイツにおける法曹教育の中核としての『法学』・法学部: 法治国家の前提条件」法社会学53号(2000)122頁以下、折登美紀「ドイツにおける法学教育(1)」福岡大学法学論叢59巻3号(2014)406頁以下参照。

26) Gesetz zur Reform der Juristenausbildung vom 11. 7. 2002 (BGBl. I S. 2592)。この連邦法は2003年7月1日に施行された。従って、この新しい規制は、2003/2004冬学期入学以降の学生に対して実施される。法施行前に入学し、2006年7月1日までに第1次司法試験受験を申請した学生に新法は適用されない。

27) Christian Rolfs / Sara Rossi-Wilberg, Die Ausbildung im Schwerpunktbereich und die erste Prüfung an den juristischen Fakultäten in Deutschland, JuS(2007), S. 297 ff.

28) Deutsches Richtergesetz vom 19. April 1972 (BGBl. I S. 713)。

実施する新しい試験方式である(裁判官法5条d第2項4文)²⁹⁾。当該科目の導入は、従前、裁判官養成のための教育内容に特化していた法学部において国際性・学際性を生じさせる意図を有している。更に、そこでは法学部生が裁判官以外の職業に就くこと(一般的な社会人になること)も視野に入れた教育内容を法学部において提供可能にするという意図も含んでいる。実際、ドイツの法学部教育において、犯罪学は、この刑事法系の重点領域科目内で取り扱われるようになった。

この重点領域科目における法学部修了試験の実施に関しては、原則、州法の権限とされている(裁判官法5条d第6項)。従って、ドイツ各州で犯罪学が重点領域科目として、どのように導入されているのかが問題となる³⁰⁾。以下では、その各州における法曹養成の根拠法に加えて、現在、ドイツ法学部協会(Deutscher Juristen-Fakultätentag)³¹⁾に加盟している44校の概況を紹介する(大学名は、基本的に略称を用いる)。

また、本稿では、最後に参考資料として、近時のドイツにおける法学部で展開されている刑事法系重点領域科目に関して、その科目名称・受講者数・司法試験平均点のデータを一覧化したものを提供する(参考資料「大学別刑事法系重点領域科目データ一覧」)。

(1) Baden-Württemberg州

同州の法曹養成は「司法試験及び司法修習に関する法律³²⁾」により、その大

29) Peter Hommerhoff, Die Schwerpunktbereich: eine Chance für die Fakultäten, ZDRW (2013), S. 62.

30) 法曹養成改革法制定時における各州の犯罪学教育状況を調査したものととして Axel Dessecker / Jörg-Martin Jehle, Das Fach Kriminologie und die strafrechtsbezogenen Schwerpunktbereiche in der Juristenausbildung, MschrKrim (2003), S. 433 ff.

31) ドイツ法学部協会(Deutscher Juristen-Fakultätentag)は、ドイツの大学において、伝統的に法学を教授している学部・組織の全てが加盟している団体である。90年以上の歴史を誇る。<<http://www.djft.de>>(2016年1月1日確認)

32) Gesetz über die juristischen Prüfungen und den juristischen Vorbereitungsdienst (Juristenausbildungsgesetz - JAG) vom 16. Juli 2003 (GBl. S. 354).

綱が示されている。当該州法9条によれば、重点領域科目の試験に求められる基準の設定は、州政府の権限事項とされている。この委任条項を受けて「法曹養成及び司法試験に関する司法省令³³⁾」が制定されている。当該省令26条以下において、重点領域科目に関する内容・方式等が規定されている。それによれば、重点領域科目の履修形態は、16 SWSで構成される。試験方式としては、一般的な筆記試験だけではなく、最低4週間の作業時間を伴う学術的論文作成課題 (Studienarbeit) も課されている。更に詳細な実施方法に関しては、部分的に、各大学の試験規則に委ねられている。

Freiburg大学では、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の講座として「刑法的社会統制論 (strafrechtliche Sozialkontrolle)」が開講されている (過年度では「刑事制度論 (strafrechtliche Rechtspflege)」という題目で開講されていた)³⁴⁾。この重点領域科目は、中核領域部門と選択領域部門とに分かれている。中核領域部門には、前掲の省令上、履修が義務付けられている必修科目に加え、そのような必修部分と組み合わせた際に学習効果の向上が期待できる選択科目とで構成されている。中核領域部門において、必修科目として課されている講座は、刑事手続法 (裁判法も含む) である。その他は、選択科目とされている。例えば、そのような選択科目として、法哲学 (刑法関連部分) が置かれている。更に、その選択領域部門は、2部構成になっている。第1部は「実証的基礎・制裁・少年犯罪者 (empirische Grundlagen, Sanktionen, jugendliche Straftäter)」と銘打たれ、そこには、旧司法試験における選択科目群と同様の「犯罪学・少年刑法・行刑」に関する講座が配置されている。第2部は「ボーダレス社会における刑法と刑事執行 (Strafrecht und Strafverfolgung in der entgrenzten Gesellschaft)」と銘打たれ、経済刑法と国際刑法に関連する講座が中心として配置されている。選択領域部門は、全て上

33) Verordnung des Justizministeriums über die Ausbildung und Prüfung der Juristen (Juristenausbildungs- und Prüfungsordnung - JAPrO) vom 8. Oktober 2002 (GBl. S. 391).

34) Albert-Ludwigs-Universität Freiburg, Rechtswissenschaftliche Fakultät, Schwerpunktbereichsstudium, 7. Aufl., (2015), S. 32 ff.

記でいうところの選択科目として配当されている。Heidelberg大学では、全部で10種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている³⁵⁾。その重点領域科目内において、刑事制裁論、犯罪学、少年刑法、行刑法、国際刑法というような授業が実施されている。Konstanz大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事制度論：経済刑法、犯罪学、欧州化と実務 (Strafrechtspflege: Wirtschaftsstrafrecht, Kriminologie, Europäisierung und Praxis)」が開講されている³⁶⁾。その重点領域科目内において、刑事手続法、欧州・国際刑法、経済犯罪、犯罪学というような授業が実施されている。Mannheim大学では、旧司法試験の選択科目群だった「犯罪学・少年刑法・行刑法」に関する授業提供を2003年夏学期に終了したことから³⁷⁾、現在、刑事法系の重点領域科目は、開講されていない。Tübingen大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学と経済刑法 (Kriminalwissenschaften und Wirtschaftsstrafrecht)」が開講されている (過年度では「刑事学と刑事制度論 (Kriminalwissenschaften und Strafrechtspflege)」という題目で開講されていた)³⁸⁾。この重点領域科目は、刑事学系と経済刑法系の2部構成になっている。この内、犯罪学、少年刑法、行刑法は、刑事学系に取り入れられている。

(2) Bayern自由州

同州の法曹養成は「Bayern州における公務員の業績昇進制度及び能力給制

35) Heidelberg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<http://www.jura.uni-heidelberg.de/md/jura/studieninteressierte/schwerpunktbereich_2_-_kriminalwissenschaften.pdf> (2016年1月1日確認)

36) Universität Konstanz, Rechtswissenschaftliche Fakultät, Kommentierungen der Lehrveranstaltungen für die Schwerpunktbereiche, (2012), S. 11.

37) Dessecker / Jehle, a. a. O. (30), S. 434.

38) Tübingen大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<http://www.jura.uni-tuebingen.de/studium/schwerpunktbereiche/spb7>> (2016年1月1日確認)

度に関する法律³⁹⁾]及び「司法修習の質に関する法律⁴⁰⁾」の委任条項を受けた「法曹のための養成及び試験規則⁴¹⁾」により、その大綱が示されている。当該規則38条以下において、重点領域科目に関する内容・方式等が規定されている。それによれば、重点領域科目のために16～24 SWSを割り当てることが求められている。その内、多くとも半分まで必修科目を更に強化する授業内容の開講が許される。その試験は、筆記試験又は口頭試験による方式で実施される。

Augsburg大学では、全部で9種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている(過年度では「経済刑法と国際刑法・国際刑事手続法 (Wirtschaftsstrafrecht und internationales Straf- und Strafprozessrecht)」という題目で開講されていた)⁴²⁾。その重点領域科目内において、経済刑法、国際刑法、刑事手続法の応用編、犯罪学、刑事的制裁、行刑法、環境刑法というような授業が実施されている。Bayreuth大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「経済刑法・医事刑法・税務刑法 (Wirtschafts-, Medizin- und Steuerstrafrecht)」が開講されている(過年度では「経済刑法と税務刑法 (Wirtschafts- und Steuerstrafrecht)」という題目で開講されていた)⁴³⁾。

39) Gesetz über die Leistungslaufbahn und die Fachlaufbahnen der bayerischen Beamten und Beamtinnen (Leistungslaufbahngesetz - LlbG) vom 5. August 2010 (GVBl S. 410). この法律はBayerisches Beamtengesetz (BayBG) vom 27. August 1998 (GVBl S. 702) の全面改正版である。

40) Gesetz zur Sicherung des juristischen Vorbereitungsdienstes (SiGjurVD) vom 27. Dezember 1999 (GVBl S. 529).

41) Die Ausbildungs- und Prüfungsordnung für Juristen in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. Oktober 2003 (GVBl S. 758).

42) Augsburg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <https://www.jura.uni-augsburg.de/lehre/jura_klassisch/20131001_schwerpunkte/folder/KlJu_Folder_SP5.pdf> (2016年1月1日確認)

43) Rechts- und Wirtschaftswissenschaftliche Fakultät der Universität Bayreuth, Schwerpunktbereichsstudium im Studiengang Rechtswissenschaft an der Universität Bayreuth: Leitfaden zur Orientierung, (2015), S. 29 f.

Bayreuth大学では、経済法を重視する方向性から⁴⁴⁾、刑事法系の重点領域科目においても、経済刑法が強調されている。その一方で、現在のところ、犯罪学の授業は、実施されていないようである。Erlangen-Nürnberg大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている⁴⁵⁾。そこにおいて犯罪学の演習授業が実施されている。München大学では、全部で10種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事司法論・刑事弁護論・犯罪予防 (Strafjustiz, Strafverteidigung, Prävention)」が開講されている⁴⁶⁾。そこでは、刑法領域における特殊な課題 (例えば、経済刑法、医事刑法、欧州・国際刑法) に加えて、犯罪学、刑法的制裁論、少年刑法の授業が実施されている。Passau大学では、全部で28種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「税法と刑法 (Steuer- und Strafrecht)」、 「刑事制度論 (Strafrechtspflege)」、 「刑法と会社法 (Straf- und Gesellschaftsrecht)」「刑法と国際関係 (Strafrecht und Internationales)」が開講されている⁴⁷⁾。この内、刑事制度論において、犯罪学、刑法的制裁論、少年刑法、司法精神医学の授業が実施されている⁴⁸⁾。Passau大学は、他の大学と比較して、重点領域科目の提供数が非常に多いことに加え⁴⁹⁾、少人数制の授業が特色とされている。Regensburg大学では、全部で15

44) Dessecker / Jehle, a. a. O. (30), S. 435.

45) Erlangen-Nürnberg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<https://www.jura.rw.fau.de/studium/im-studium/studiengaenge/studiengang-rechtswissenschaft/schwerpunktbereichsstudium>> (2016年1月1日確認)

46) München大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-muenchen.de/studium/pruefungstraining/examenstraining/univpruefung/spb2.html>> (2016年1月1日確認)

47) Passau大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-passau.de/studium/studienangebote/rechtswissenschaft/schwerpunktbereiche-japo-2003>> (2016年1月1日確認)

48) Passau大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-passau.de/bung/studium-und-lehre/studienschwerpunkte>> (2016年1月1日確認)

49) ドイツにおけるオンラインの法学情報サイトLegal Tribune Online (LTO) によれば、Passau大学法学部は、重点領域科目に関して、ドイツにおける法学部の中で最

種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「現代社会における刑法 (Strafrecht in der modernen Gesellschaft)」が開講されている⁵⁰⁾。その科目の一環として、犯罪学の授業が提供されている。Würzburg大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている⁵¹⁾。そこでは、刑法領域における特殊な課題 (例えば、経済刑法、メディア刑法、医事刑法、欧州・国際刑法) に加えて、犯罪学、少年刑法、行刑法の授業が実施されている。

(3) Berlin

同州の法曹養成は「法曹の養成に関する法律⁵²⁾」により、その大綱が示されている。当該州法3条3項によれば、重点領域科目の設定は、各大学に委ねられている。そこにおいて、Berlinは、Brandenburg州の各大学と共同で多様な授業を提供することにも合意している。同法5条によれば、大学における試験は、多くとも3科目の成績評価を伴うかたちで実施される。そこには在宅課題方式による試験も含めることができる。

FU Berlinでは、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事制度論と犯罪学 (Strafrechtspflege und Kriminologie)」が開講されている⁵³⁾。その科目は、更に下位の3領域に細分化され、第1領域として、

も多くの選択肢を提供する学部として紹介されている。<<http://www.lto.de/jura/studium/uni/passau>>(2016年1月1日確認)

50) Regensburg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<http://www.uni-regensburg.de/rechtswissenschaft/fakultaet/studium/schwerpunktbereiche>>(2016年1月1日確認)

51) Würzburg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<http://www.jura.uni-wuerzburg.de/studium/hauptstudium_rechtswissenschaft/schwerpunktbereichsstudium/s_5_kriminalwissenschaften>(2016年1月1日確認)

52) Gesetz über die Ausbildung von Juristinnen und Juristen im Land Berlin (Berliner Juristenausbildungsgesetz - JAG) vom 23. Juni 2003 (GVBl. S. 232).

53) FU Berlin法学部のウェブサイト下の情報参照。<http://www.jura.fu-berlin.de/studium/studiengang_rechtswissenschaft/02-aufbau_des_studiums/hauptst_sb/>

刑事手続、刑事憲法訴訟法、第2領域として、犯罪学、第3領域として、その他の刑事制度論的問題に関する授業が割り当てられている。HU Berlinでは、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「ドイツ・国際刑事制度論 (deutsche und internationale Strafrechtspflege)」が開講されている(この重点領域科目内では、固有の犯罪学に関する授業を実施しているか否かは確認できなかった)⁵⁴⁾。

(4) Brandenburg州

同州の法曹養成は「法曹の養成に関する法律⁵⁵⁾」により、その大綱が示されている。当該州法3条3項によれば、BerlinとBrandenburg州における重点領域科目の教育は、共通化されなければならない。従って、Berlinと同様の内容・方式が採用されている。

Frankfurt/Oder大学では、全部で10種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑法 (Strafrecht)」が開講されている⁵⁶⁾。その詳細は、ウェブサイト情報から確認できない。同大学では、各年形式で犯罪学も含む「刑事制度論 (Strafrechtspflege)」という授業と前掲「刑法」という題名の応用領域に関する授業が展開されているようである⁵⁷⁾。Potsdam大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「経済刑法・税務刑法・環境刑法 (Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht)」が開講されている⁵⁸⁾。その科目は、更に下位の2領域に細分化され、第1領域は「刑罰実務

sb_5/index.html>(2016年1月1日確認)

54) HU Berlin法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<https://www.rewi.hu-berlin.de/sp/sp/sp7>>(2016年1月1日確認)

55) Gesetz über die Juristenausbildung im Land Brandenburg (Brandenburgisches Juristenausbildungsgesetz - BbgJAG) vom 4. Juni 2003.

56) Frankfurt/Oder大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<https://study.europa.uni.de/de/jura/angebot/deutsch/schwerpunkt/index.html>>(2016年1月1日確認)

57) Dessecker / Jehle, a. a. O. (30), S. 436.

58) Potsdam大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-potsdam.de/studium/examen/schwerpunkt>>(2016年1月1日確認)

(Bestrafungspraxis)』として、第2領域は「刑法実務 (Strafrechtspraxis)」として、割り当てられている。この「刑罰実務」という選択領域において、犯罪学、刑事政策、刑事制裁論が教授されている。また「刑法実務」という選択領域では、隣接刑法、刑事弁護論が教授されている。

(5) 自由ハンザ都市Bremen

同州の法曹養成は「法曹養成及び第1次司法試験に関する法律⁵⁹⁾」により、その大綱が示されている。当該州法6条によれば、重点領域科目は、少なくとも16 SWSで構成される。更に詳細な試験実施方式の設定に関しては、同法32条により、Bremen大学の試験規則に委譲されている。

Bremen大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「欧州における刑法と刑事政策 (Strafrecht und Kriminalpolitik in Europa)」が開講されている⁶⁰⁾。そこでは、欧州における刑事政策、医事刑法、税務刑法、司法心理学等々に及ぶ内容に富んだ授業群が提供されている。

(6) 自由ハンザ都市Hamburg

同州の法曹養成は「法曹養成法⁶¹⁾」により、その大綱が示されている。そして、当該州法31条によれば、重点領域科目は、少なくとも16 SWSで構成される。大学における試験内容は、同法32条により、少なくとも3科目の成績評価を伴うものとされ、更に詳細な試験実施方式の設定に関しては、各大学の試験規則に委譲されている。

Hamburg大学では、全部で13種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の

59) Bremisches Gesetz über die Juristenausbildung und die erste juristische Prüfung (JAPG) vom 20. Mai 2003 (Brem.GBl. S. 251).

60) Bremen大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<https://www.jura.uni-bremen.de/studium/staatsexamen/ueberblick-ueber-den-aufbau-des-studiums>> (2016年1月1日確認)

61) Hamburgisches Juristenausbildungsgesetz (HmbJAG) vom 11. Juni 2003 (HmbGVBl. S. 156).

科目として「犯罪性と犯罪統制 (Kriminalität und Kriminalitätskontrolle)」が開講されている⁶²⁾。そこでは、刑事手続法の応用科目、刑事制裁法、犯罪学が必修科目とされており、少年刑法、少年犯罪、国際刑法が選択科目とされている。ドイツでも数少ない私立の法学部として司法試験合格率が高いことでも注目を浴びているBucerius Law Schoolでは⁶³⁾、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「経済刑法 (Wirtschaftsstrafrecht)」が開講されている⁶⁴⁾。当該科目内において犯罪学に関する授業内容は確認できない。

(7) Hessen州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律⁶⁵⁾」により、その大綱が示されている。当該州法24条以下において、重点領域科目に関する内容・方式等が規定されている。詳細な試験実施方式の設定に関しては、各大学の運用に任されている。但し、当該法令上、少なくとも1科目は、在宅で学術的な論文を仕上げる課題 (Hausarbeit) が含まれていなければならないものとされている。

上記Bucerius Law Schoolと並び、ドイツでも数少ない私立の法学部であるEBS Law Schoolは、司法試験課程のみならず、ドイツの法学部教育では一般的ではない学士課程 (LL. B.) と修士課程 (LL. M.) による教育内容も提供している⁶⁶⁾。ここでの重点領域科目は、大学自体がアメリカ流のBusiness School

62) Hamburg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-hamburg.de/public/erste-pruefung/spb/info/spb-11.pdf>> (2016年1月1日確認)

63) ドイツにおけるオンラインの法学情報サイトLegal Tribune Online (LTO) によれば、Bucerius Law Schoolは、重点領域科目に関してドイツにおける法学部の中で最も高い平均得点を記録しているとして紹介されている。教育面に関する学生からの評価も高く、ドイツの大学ランキング (CHE, WiWo) でも上位校に入ることが多い。 <<http://www.lto.de/jura/studium/uni/hamburg-bls>> (2016年1月1日確認)

64) Bucerius Law Schoolのウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.law-school.de/jurastudium/studium/studienverlauf/schwerpunktstudium>> (2016年1月1日確認)

65) Gesetz über die juristische Ausbildung (Juristenausbildungsgesetz - JAG) vom 15. März 2004 (GVBl. I S. 158).

66) EBS Law Schoolのウェブサイト下の情報参照。 <<https://www.ebs.edu/law->

を意識して設立された経緯から、法学教育の内容も経済法に特化した4科目が設定されている。その一方で、固有の犯罪学という科目名は確認できない。Frankfurt a. M.大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている⁶⁷⁾。ここでは、刑事学の基礎部分として犯罪学が講じられている。また、そののみならず、犯罪学が刑法哲学と刑法史に関連付けられている点も特徴的である。更に、実務的な科目として、刑事弁護論に関する授業も用意されている。Gießen大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事司法論と犯罪学 (Strafjustiz und Kriminologie)」が開講されている⁶⁸⁾。ここでは、犯罪学、刑法各論の特殊な問題、国際刑法、経済刑法が必修科目とされており、更に、隣接特別刑法、少年刑法、司法精神医学、刑事制裁論等の選択科目が多数、用意されている。Marburg大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「国内・国際刑事制度論 (nationale und internationale Strafrechtspflege)」が開講されている⁶⁹⁾。その科目は、更に下位の2領域に細分化されている。第1領域は、刑法及び刑事訴訟法の発展応用科目に加え、制裁法、少年刑法、行刑法に割り当てられている。第2領域は、犯罪学、隣接特別刑法、国際・欧州刑法に割り当てられている。

(8) Mecklenburg-Vorpommern州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律⁷⁰⁾」により、その大綱が示されて

school/startseite-law.html>(2016年1月1日確認)

67) Der Studiendekan des Fachbereichs Rechtswissenschaft der Goethe-Universität, Das Studium im Schwerpunktbereich, (2015), S. 19.

68) Gießen大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.uni-giessen.de/fbz/fb01/professuren/rotsch/lehre/schwerpunktbereich>>(2016年1月1日確認)

69) Marburg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<https://www.uni-marburg.de/fb01/studium/spbs/schwerpunktbereiche.pdf>>(2016年1月1日確認)

70) Gesetz über die Juristenausbildung im Land Mecklenburg-Vorpommern Juristenausbildungsgesetz (JAG M-V) vom 16. Dezember 1992 (GVBl. M-V S. 725; GS Meckl.-Vorp. Gl. Nr. 306-1).

いる。当該州法2条aによれば、重点領域科目は、少なくとも16 SWSで構成される。大学における試験は、書面方式によるものに加えて、口頭方式も併せて実施される。より詳細な設定に関しては、各高等教育機関における学習・試験規則に委ねられている。

Greifswald大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「犯罪学と刑事制度論(Kriminologie und Strafrechtspflege)」が開講されている⁷¹⁾。そこでは、犯罪学、行刑法、制裁法、少年刑法に関する授業が実施されている。Rostock大学は、ドイツで最も小規模な法学部を有しており、現在、司法試験課程を打ち切りにしている⁷²⁾。その代わりに、ドイツの法学部教育では、一般的ではない学士課程(LL. B.)と修士課程(LL. M.)を新たに導入している。これらの課程は、ドイツの法曹資格制度と直結していない。Rostock大学における刑事法講座が提供する開講科目において固有の犯罪学という科目名は確認できない⁷³⁾。

(9) Niedersachsen州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律⁷⁴⁾」により、その大綱が示されている。当該州法4条aは、重点領域科目として、少なくとも16 SWSで構成される。重点領域科目の試験は、最低4週間の作業時間を伴う論文作成課題に加えて、口頭試問も併せて実施される。より詳細な設定に関しては、各大学における学習・試験規則に委ねられている。

Göttingen大学では、全部で9種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の

71) Greifswald大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.rsf.uni-greifswald.de/studium/studium-rewi/spb/inhalt.html>>(2016年1月1日確認)

72) Rostock大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.juf.uni-rostock.de/fakultaet>>(2016年1月1日確認)

73) Rostock大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.hardtung.uni-rostock.de>>(2016年1月1日確認)

74) Niedersächsisches Gesetz zur Ausbildung der Juristinnen und Juristen (NJAG) vom 15. Januar 2004 (Nds. GVBl. S. 7).

科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている⁷⁵⁾。ここでは、犯罪学、少年刑法、行刑法、制裁法のみならず、更に、国際刑法、医事刑法、司法精神医学、刑法及び刑事手続法の発展授業も導入されている。この重点領域科目は、必修科目部分と選択科目部分に細分化される。Hannover大学では、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事執行と刑事弁護論 (Strafverfolgung und Strafverteidigung)」が開講されている⁷⁶⁾。ここでは、犯罪学、制裁法、刑事手続法、刑事弁護論の問題に関する授業が提供されている。更に、経済刑法、少年刑法、行刑法の3部構成の選択科目もある。Osnabrück大学では、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「ドイツ・欧州経済刑法 (deutsches und europäisches Wirtschaftsstrafrecht)」が開講されている⁷⁷⁾。ここでは、経済刑法・企業刑法・税務刑法を中心にした講義内容が組まれている。Osnabrück大学法学部は、経済刑法に力を入れており⁷⁸⁾、その点に関する研究・教育体制は充実している。しかし、現在の開講科目において固有の犯罪学という科目名は確認できない。

(10) Nordrhein-Westfalen州

同州の法曹養成は「司法試験及び司法修習に関する法律⁷⁹⁾」により、その大綱が示されている。当該州法28条によれば、大学における重点領域科目試験は、

75) Göttingen大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.uni-goettingen.de/de/schwerpunktbereichsstudium-und-pruefung/37075.html>> (2016年1月1日確認)

76) Hannover大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-hannover.de/sp4.html>> (2016年1月1日確認)

77) Osnabrück大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <http://www-assist.jura.uni-osnabrueck.de/html/dateien/SPPProgramm_Stand_ab_SoSe_2014.pdf> (2016年1月1日確認)

78) Osnabrück大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.wirtschaftsstrafrecht.uni-osnabrueck.de>> (2016年1月1日確認)

79) Gesetz über die juristischen Prüfungen und den juristischen Vorbereitungsdienst (Juristenausbildungsgesetz Nordrhein-Westfalen - JAG NRW) vom 11. März 2003 (GV. NRW. S. 135, 431).

学習到達目標に従って実施されなければならない。重点領域科目は、少なくとも16 SWSで構成される。より詳細な設定に関しては、高等教育機関における学習・試験規則に委ねられている。

Bielefeld大学では、全部で9種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」と「刑事手続と刑事弁護論 (Strafverfahren und Strafverteidigung)」が開講されている⁸⁰⁾。前者の「刑事学」は、いわゆるドイツの伝統的な「全刑法学 (gesamte Strafrechtswissenschaft)」を意識したものであり、犯罪学のみならず、それに関連する刑法史、法哲学、法社会学という基礎法学も併せて学習することが求められている。更に、少年刑法、行刑法の授業も展開されている。後者の「刑事手続及び刑事弁護論」では、刑事手続法の発展・強化授業、刑事手続における社会学及び心理学的課題、刑事弁護論の方法論というような授業が提供されている。Bochum大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事弁護論・刑事手続・犯罪学 (Strafverteidigung, Strafprozessrecht und Kriminologie)」が開講されている⁸¹⁾。ここでは、刑法と刑事手続法の発展・強化授業に加えて、犯罪学、少年刑法、行刑法、社会復帰 (更生保護) に関する授業が提供されている。Bonn大学では、全部で10種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている⁸²⁾。ここでは、Bielefeld大学と同様に全刑法学を意識した授業構成が採用されている。すなわち、刑法と刑事手続法の発展・強化授業に加えて、犯罪学のみならず、それに関連する刑法史、

80) Bielefeld大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<http://www.jura.uni-bielefeld.de/studium/studiengaenge/staatsexamen/schwerpunktbereiche>>(2016年1月1日確認)

81) Bochum大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<http://www.jura.ruhr-uni-bochum.de/studium/schwerpunktbereiche/index.html.de>>(2016年1月1日確認)

82) Bonn大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<https://www.jura.uni-bonn.de/studium/studieninformationen/schwerpunktbereiche/ueberblick/spb-9-kriminalwissenschaften>>(2016年1月1日確認)

法哲学という基礎法学も併せて学習することが求められている。更に、少年刑法、行刑法、国際刑法の授業も展開されている。Düsseldorf大学では、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑法 (Strafrecht)」が開講されている⁸³⁾。そこでは、刑法と刑事手続法の発展・強化授業に加えて、少年刑法、制裁法、経済刑法、税務刑法に関する授業が提供されている。しかし、現在の開講科目において固有の犯罪学という科目名は確認できない⁸⁴⁾。Hagen大学は、通信制の法学部であり、一般的な法学教育課程とは異なるため、重点領域科目自体が設定されていない⁸⁵⁾。ここでの教育内容においても、固有の犯罪学という科目名は確認できない。Köln大学では、全部で14種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「犯罪学・少年刑法・行刑 (Kriminologie, Jugendkriminalrecht, Strafvollzug)」と「国際刑法・刑事手続・刑法の実務的領域 (internationales Strafrecht, Strafverfahren, praxisrelevante Gebiete des Strafrechts)」が開講されている⁸⁶⁾。前者では、犯罪学、少年刑法、行刑法に関する授業のみならず、選択科目として、犯罪心理学、刑事制裁論、刑事政策論、実証的犯罪学の方法論というような授業も提供されている⁸⁷⁾。後者では、国際刑法と経済刑法を軸にした授業内容が提供されている⁸⁸⁾。Münster大学では、全部で9種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目

83) Düsseldorf大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.hhu.de/studium/allgemeine-infos-zum-schwerpunktbereich/schwerpunktbereich-strafrecht.html>>(2016年1月1日確認)

84) Dessecker / Jehle, a. a. O. (30), S. 439によれば、Düsseldorf大学は、経済刑法を強化していく方針であり、犯罪学を将来的に開講する予定はないようである。

85) Hagen大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.fernuni-hagen.de/rewi/>>(2016年1月1日確認)

86) Köln大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-koeln.de/schwerpunktbereiche.html>>(2016年1月1日確認)

87) Köln大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-koeln.de/3665.html>>(2016年1月1日確認)

88) Köln大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-koeln.de/3673.html>>(2016年1月1日確認)

として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている⁸⁹⁾。その科目は、更に下位の2領域に細分化され、第1領域は「犯罪学と刑法 (Kriminologie und Strafrecht)」として、第2領域は「経済・税務刑法 (Wirtschafts- und Steuerstrafrecht)」として、割り当てられている。前者の領域において、犯罪学、犯罪社会学、犯罪心理学、少年刑法、行刑制裁論等々の授業が実施されている。Siegen大学では、経済学・経済情報学・経済法学部において、ドイツの法学部教育では一般的ではない学士課程 (LL. B.) と修士課程 (LL. M.) による教育内容のみを提供している⁹⁰⁾。しかし、ここでの教育内容は、経済法に特化したものであり、固有の犯罪学という科目名は確認できない。

(11) Rheinland-Pfalz州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律⁹¹⁾」により、その大綱が示されている。そして、当該州法4条によれば、大学における重点領域科目試験は、書面方式と口頭方式を組み合わせることで実施することが求められている。より詳細な重点領域科目の設定は、各大学の規則に委ねられている。

Mainz大学では、全部で14種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「犯罪学 (Kriminologie)」と「刑事弁護論 (Strafverteidigung)」が開講されている⁹²⁾。これらの科目は、必修領域部分と選択領域部分により構成されている。前者の犯罪学では、必修領域部分として、刑事手続法の発展・強化授業に加えて、犯罪学の基礎編、少年刑法、制裁法に関する授業が提供され、

89) Münster大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.jura.uni-muenster.de/go/organisation/institute/strafrecht/kr4/studieren/schwerpunktbereich-7--studieren.html>> (2016年1月1日確認)

90) Siegen大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.wiwi.uni-siegen.de/dewr/index.html?lang=de>> (2016年1月1日確認)

91) Landesgesetz über die juristische Ausbildung (JAG) vom 23. Juni 2003 (GVBl. S. 116).

92) Mainz大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<http://www.rewi.uni-mainz.de/studienbuero/427.php>> (2016年1月1日確認)

選択領域部分として、犯罪学の応用編、行刑法の授業が提供されている。後者の刑事弁護論においても、必修領域部分として、刑事手続法の発展・強化授業に加えて、犯罪学の基礎編、少年刑法、制裁法に関する授業が提供される。その一方で、選択領域部分としては、刑事弁護論に加えて、経済刑法と国際刑法に関する授業が提供されている。Trier大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「経済・税務刑法と欧州・国際刑法 (Wirtschafts- und Steuerstrafrecht sowie europäisches und internationales Strafrecht)」が開講されている⁹³⁾。そこでは、経済刑法と国際刑法を軸に据えた科目群が授業内容として充実化されている。しかし、現在の開講科目において固有の犯罪学という科目名は確認できない。

(12) Saarland州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律⁹⁴⁾」により、その大綱が示されている。当該州法6条によれば、重点領域科目の運用に関してはSaarbrücken大学に委ねられている。

Saarbrücken大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「ドイツ・国際刑事制度論、経済・税務刑法 (deutsche und internationales Strafrechtspflege, Wirtschafts- und Steuerstrafrecht)」が開講されている⁹⁵⁾。そこでは、経済刑法と国際刑法を軸に据えた科目群が授業内容として充実化されている一方で、現在の開講科目において固有の犯罪学という科目名は確認できない⁹⁶⁾。

93) Trier大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<https://www.uni-trier.de/index.php?id=28286>>(2016年1月1日確認)

94) Gesetz über die juristische Ausbildung (Juristenausbildungsgesetz - JAG -) vom 12. Juni 2015 (Amtsbl. I S. 402). この法律はGesetz über die juristische Ausbildung vom 8. Januar 2004 (Amtsbl. S. 78) の全面改正版である。

95) Saarbrücken大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<http://studieninteressierte.jura.uni-saarland.de/schwerpunktbereiche.html>>(2016年1月1日確認)

96) Dessecker / Jehle, a. a. O. (30), S. 439によれば、Saarbrücken大学では、法曹養成

(13) Sachsen自由州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律⁹⁷⁾」により、その大綱が示されている。そして、当該州法8条によれば、重点領域科目の内容及び範囲に加え、重点領域科目の試験に求められる基準は、州政府に委任された権限事項とされている。

ドイツの理工科系大学に設置された法学部（精神科学・社会科学部門における一部局）としては唯一のTU Dresdenにおいては、現在、司法試験課程を打ち切りにしている⁹⁸⁾。その代わりに、ドイツの法学部教育では、一般的ではない学士課程(LL. B.)と修士課程(LL. M.)を新たに導入している。これらの課程は、ドイツの法曹資格制度と直結していない。TU Dresdenの刑事法講座が提供する開講科目において固有の犯罪学という科目名は確認できない⁹⁹⁾。Leipzig大学では、全部で11種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学(Kriminalwissenschaften)」が開講されている¹⁰⁰⁾。この重点領域科目は、必修科目部分と選択科目部分に細分化される。必修科目部分として、経済刑法、刑事制裁論、刑事上告審に関する授業に加えて、選択科目部分として、欧州刑法、少年刑法、秩序違反法、税務刑法、経済犯罪と法令順守、欧州人権条約、医事刑法に関する授業も導入されている。

において既に1998年から固有の犯罪学に関する科目は開講されていない。そして、犯罪学に関連する内容は、刑法の基礎的内容に組み込まれているものとされている。

97) Gesetz über die Juristenausbildung im Freistaat Sachsen (Sächsisches Juristenausbildungsgesetz - SächsJAG) vom 27. Juni 1991 (SächsGVBl. S. 224).

98) TU Dresden法学部のウェブサイト下の情報参照。 <http://tu-dresden.de/die_tu_dresden/fakultaeten/juristische_fakultaet/studium/studium_grundstaendig> (2016年1月1日確認)

99) TU Dresden法学部のウェブサイト下の情報参照。 <https://tu-dresden.de/die_tu_dresden/fakultaeten/juristische_fakultaet/jfstraf4> (2016年1月1日確認)

100) Leipzig大学法学部のウェブサイト下の情報参照。 <<https://www.jura.uni-leipzig.de/studium/studiengang-rechtswissenschaft/schwerpunktbereiche/spb-6-kriminalwissenschaften>> (2016年1月1日確認)

(14) Sachsen-Anhalt州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律¹⁰¹⁾」により、その大綱が示されている。当該州法2条によれば、重点領域科目の教育内容及び試験方式はHalle-Wittenberg大学の学則に委任されている。

Halle-Wittenberg大学では、全部で6種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている¹⁰²⁾。この重点領域科目は、必修科目と選択科目に細分化される。必修科目として、犯罪学、刑事手続法の発展・強化授業、経済刑法の基礎に関する授業が提供されている。選択科目は、大まかに3領域に分類化されており、第1領域は犯罪予防と制裁法に関する科目、第2領域は経済刑法に関する科目、第3領域は刑事弁護論に関する科目が配当されている。

(15) Schleswig-Holstein州

同州の法曹養成は「法曹養成に関する法律¹⁰³⁾」により、その大綱が示されている。当該州法7条によれば、大学における重点領域科目試験は、少なくとも4週間かかる書面の学術論文作成課題に加え、討論を組み合わせた口頭試験も併せて実施される。このような試験は、少人数の演習 (Seminar) の枠組で実施することもできる。

Kiel大学では、全部で8種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている¹⁰⁴⁾。その特色と

101) Gesetz über die Juristenausbildung im Land Sachsen-Anhalt (Juristenausbildungsgesetz Sachsen-Anhalt - JAG LSA) vom 16. Juli 2003 (GVBl. LSA S. 167).

102) Halle-Wittenberg大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<http://www.jura.uni-halle.de/studium_lehre_pruefung/studium_lehre/lehrveranstaltungen/schwerpunktbereiche/kriminalwissenschaften>(2016年1月1日確認)

103) Gesetz über die Ausbildung der Juristinnen und Juristen im Land Schleswig-Holstein (Juristenausbildungsgesetz - JAG) vom 20. Februar 2004(GVOBl. Schl.-H. S. 66).

104) Kiel大学法学部のウェブサイト下の情報参照。<<https://www.fs-jura.uni-kiel.de/de/schwerpunktstudium/schwerpunktbereiche>>(2016年1月1日確認)

しては、刑事法の中でも医事法と経済法に接点がある領域を強化する点に加え、法心理学と法医学との連携を図ることで犯罪学的な知見を深めることも予定されている。

(16) Thüringen自由州

同州の法曹養成は「司法試験及び司法修習に関する法律¹⁰⁵⁾」により、その大綱が示されている。当該州法8条によれば、重点領域科目の試験に求められる基準の設定は、州政府に委任されている。

Jena大学では、全部で7種類の重点領域科目の内、現在、刑事法系の科目として「刑事学 (Kriminalwissenschaften)」が開講されている¹⁰⁶⁾。そこでは、刑法における葛藤克服の歴史的基礎、刑法の哲学的基礎というような基礎法学の授業内容に加えて、犯罪学の基礎、国際刑法、経済・企業刑法、特殊な犯罪領域、少年刑法、制裁法、刑事弁護論、法曹のための刑事司法統計学というような授業が展開されている。

4. おわりに：我が国における犯罪学への示唆

以上で示されたように、現在、ドイツの法学部教育において、犯罪学は、司法試験の枠組みの中で重要な領域としての位置付けが付与されているように思われる。すなわち、ドイツの犯罪学教育は、1970年代以降に導入された旧司法試験制度における刑事法系選択科目「犯罪学・少年刑法・行刑」を基盤に置きながら、2000年代に入り、新しく重点領域科目の中で再構築された。その点で、我が国の犯罪学教育の状況と比較しても、より充実した内容を供しうる前提な

105) Thüringer Gesetz über die juristischen Staatsprüfungen und den juristischen Vorbereitungsdienst (Thüringer Juristenausbildungsgesetz - ThürJAG) vom 28. Januar 2003 (GVBl. S. 33).

106) Friedrich-Schiller-Universität Jena. Rechtswissenschaftliche Fakultät, Informationen zum Schwerpunktbereichsstudium und zur Schwerpunktbereichsprüfung nach der neuen Schwerpunktbereichsprüfungsordnung, (2007), S. 11 f.

いしは背景を有している。

そして、この司法試験における刑事法領域の重点領域科目に目を転じると、刑事実定法に関する発展的領域に加えて、より包括的な内容を掲げる「(複数形としての) 刑事学 (Kriminalwissenschaften)」、 「刑事司法論 (Strafjustiz)」、 「刑事制度論 (Strafrechtspflege)」 という名称の科目群も散見される。このような刑事法領域における科目設定の傾向はFranz von Lisztが提唱したドイツ的な「全刑法学 (gesamte Strafrechtswissenschaft)」 という方向性のみならず、特にアメリカ法的発想である「刑事司法論 (Criminal Justice)」との接近性をも想起させる¹⁰⁷⁾。すなわち、犯罪学教育は、それらの重点領域科目と学際的に連携しながら、ドイツにおける法曹養成改革が目指すところの人材、すなわち、法的応用力に優れ、(特に英語圏への対応を意識した) 国際化にも対応できる社会人を育成する中で位置付けられている。この点も看過できないように思われる。

実際、重点領域科目の導入に関しては、法曹実務の学問性に寄与し、また、大学教育の個性化にも資するという意味から、概ね肯定的な評価が加えられている¹⁰⁸⁾。その一方で、批判としては、そのような重点領域科目における成績評価の客観性確保が困難であること、教員における負担増等というような一般的課題も指摘されている¹⁰⁹⁾。

そして、何よりもドイツの大学法学部教育においては、依然として条文解釈学が重要視されている。前述したように、犯罪学教育を法学部内で実施する際には、その問題性を指摘する声大きい¹¹⁰⁾。確かに、現在の犯罪学(特に犯

107) Dessecker / Jehle, a. a. O. (30), S. 441.

108) Hommerhoff, a. a. O. (29), S. 63 f.

109) Hommerhoff, a. a. O. (29), S. 63.

110) Arthur Kreuzer, Zum Stand der Kriminologie in Deutschland: Eine besorgte, aber nicht resignative Bilanz, in: Robert Esser / Hans-Ludwig Günther / Christian Jäger / Christofs Mylonopoulos / Bahri Öztürk, (Hrsg.), Festschrift für Hans-Heiner Kühne zum 70. Geburtstag, C. F. Müller, (2013), S. 722. また、齊藤・前掲注(8) 4頁においてKuryによれば、刑法により提起された諸問題を犯罪学の出発点

罪社会学)における国際的な潮流は、実証的な調査による知見の獲得に移行している。この点、理論解釈学の教育を受けただけの研究者においては、高度な水準の実証的研究を期待できないことも指摘されている¹¹¹⁾。この実証的犯罪学を重視する国際的潮流とドイツ国内の大学法学部における刑法解釈学の優位性は、今のところ、折り合いが付けられる見込みに乏しいとされている。この点がドイツ法学部の犯罪学研究・教育における構造的欠陥であるとも指摘されている¹¹²⁾。

そもそも犯罪学は、学際的領域として構築されるべきものである。従って、前述したように、社会学系及び行動科学系学部において犯罪学の存在意義が相対的に低下している状況は、ドイツにおいても憂慮されている¹¹³⁾。そこで、今後、この問題は、社会学及び行動科学領域において犯罪学研究者を育成し¹¹⁴⁾、そのような者を法学部内の教育に関与させることで解決を目指すべきであるという提案もなされている¹¹⁵⁾。そのような手法により、犯罪学は、刑法の理論教育に関連する情報を提供するだけの副次的領域にも留まらないことが期待されている¹¹⁶⁾。確かに、将来的には、そのような学際的領域としての展望が犯罪学においては求められるべきであろう。

また、ドイツでは、法学部の学生達にとって犯罪学を修得した後の展望も課題とされている。すなわち、犯罪学は、法学部生の将来的な進路・就業内容に

とするのか、そうではなくて刑法自体を犯罪学の問題対象に据えるのかに応じて、その教育内容は、明確に異なりうると指摘されている。

111) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 120によれば、法学部で犯罪学を担当している教授職は、各々、総研究時間の約半分を犯罪学の実証的研究に充当している旨が報告されている。それにもかかわらず、同文献のS. 125によれば、そのような実証的研究の水準は、ドイツという欧州における主要な先進国に見合わず、未だ不十分なものであると評価されている。

112) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 124.

113) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 124.

114) Kreuzer, a. a. O. (110), S. 722.

115) そのような取組みの一例としてSchumann, a. a. O. (1), S. 603 ff.

116) Boers / Seddig, a. a. O. (16), S. 125.

における具体的関連性が想像し難いという事情も指摘されている¹¹⁷⁾。この点に関して、ドイツでは学部課程修了相当者のための法学教育 (postgraduales Studium: 卒後課程) における犯罪学教育も注目されている¹¹⁸⁾。この卒後課程

-
- 117) 齊藤・前掲注(8) 4頁参照。一例を挙げれば、Bonn大学の重点領域科目に関する情報サイト<<https://www.jura.uni-bonn.de/studium/studieninformationen/schwerpunktbereiche/ueberblick/spb-9-kriminalwissenschaften>>(2016年1月1日確認)によると、就職先として、刑事裁判官、検察官、刑事弁護士のみならず、連邦警察局(BKA)の研究員・技術系職員に興味のある学生に有利であるというような宣伝も見られる。しかし、実際の就職状況は不明である。
- 118) 例えば、Greifswald, Bochum, Hamburg (Uni) で独自に展開されている犯罪学関連の「専門(高等)修士課程」が参考になる。各々の紹介としてFrieder Dünkel, Das Master-Programm »Kriminologie und Strafrechtspflege« an der Universität Greifswald, MschrKrim (2013), S. 241 ff.; Thomas Feltes / Thomas A. Fischer / Ruth Sapelza, Die Bochumer Masterstudiengänge »Kriminologie und Polizeiwissenschaft« und »Criminal Justice, Governance and Police Science«, MschrKrim (2013), S. 252 ff.; Bernd-Rüdeger Sonnen, Berufsbegleitender Masterstudiengang für Volljuristen in der Jugendkriminalrechtspflege in Hamburg - Akademie Integrierte Jugendstrafrechtswissenschaften (Jugendakademie; AIJ), MschrKrim (2013), S. 262 ff. 但し、ここでいう専門(高等)修士課程とは、いわゆる「Bolognaプロセス」で導入が指されているようなBachelor(LL. B.) 修了後のMaster(LL. M.) 資格とは異なる点に注意を要する。ドイツの法学部教育では、そのような2段階学位の前提となる法学分野のBachelor課程は、一般的に提供されていない(本文中でも指摘したように、ドイツでも一部の法学部において導入されている。しかし、この課程は、ドイツの法曹資格制度と直結しない)。この経緯に関しては、折登美紀「ドイツにおける法学教育(2)」福岡大学法学論叢59巻4号(2015)649頁以下参照。ちなみに、ドイツでは、法学部卒業者を意味する第1次司法試験合格者に対し、他分野での修士号取得者と同等の意味合いを有する法学修士号(Magister Juris)を授与する例がある。従って、前掲の専門(高等)修士は、そのような第1次司法試験合格者に対して授与される法学修士号よりも更に高等な学位(但し、博士号までには至らない)という特殊な意味を有している。また、大学間共同で専門(高等)修士課程を運用する例としてElmar G. M. Weitekamp / Anna Beckers, Masterstudiengang »Kriminologie und Kriminaljustiz« (Applied Master in

において犯罪学を履修する学生達は、既に刑事司法の運用に関与している社会人が多い。実際、そのような社会人経験を有する学生は、実務において指導的な地位を得るため（昇進に有利な機会を獲得するため）、強い学習意欲を有するものとされている¹¹⁹⁾。このように目的意識が明確な卒後課程の学生を介して、犯罪学の社会的意義が再確認されうる。この卒後課程を社会人経験の無い学生のための授業に連携させる取組みも有意義であるように思われる。

以上、ドイツにおける犯罪学教育の実践は、その問題状況も含めて参考となる多くの示唆を含んでいる。それは、近年におけるドイツの法曹養成改革と連動して、益々、注目に値するべき内容を有しているように思われる。特に我が国における刑事法学の歩みは、ドイツ法の影響を強く享受してきた。刑事法の教育面においても、未だドイツ法学の影響力を看過することはできない。今後、我が国の犯罪学教育ひいては刑事法教育の在り方を考える際にも、改革を目指すドイツの動向は、大いに参照されるべきように思われる。

Criminology and Criminal Justice) : Geplante Kooperation der Universitäten Tübingen, Marburg, Heidelberg und Freiburg, MschrKrim (2013), S. 267 ff.

119) 齊藤・前掲注(8) 4頁参照。

参考資料：大学別刑事法系重点領域科目データ一覧

作成：神馬幸一

凡例

- 本参考資料は、ドイツ法学部協会（Deutscher Juristen-Fakultätentag）が統計資料（Statistiken）として編集している「重点領域科目試験結果（Ergebnisse der Schwerpunktbereichsprüfungen）」を参考に作成したものである。
 - ➔ 各種数値の参照時点は、2016年1月1日である。
 - ➔ 各種数値の小数点以下は、第2位まで表記（第3位以下四捨五入）。
- 上記「重点領域科目試験結果」として参考にした年度は、ドイツ法学部協会のウェブサイト（<http://www.djft.de>）の下で公開されている3年度分である（WS 2010/2011 & SS 2011, WS 2012/2013 & SS 2013, WS 2013/2014 & SS 2014）。そこでは、途中年度である「WS 2011/2012 & SS 2012」に関するデータが公開されていないことから、資料化していない。
- ドイツ法学部協会には、現在、44校が加盟している。本資料は、その加盟校の内、38校に関するデータを一覧化したものである。資料化していない加盟校に関しては、以下の通り（その詳細に関しては、本稿の本文における解説も併せて参照されたい）。
 - ➔ 司法試験課程の打ち切り等の理由により、現在、重点領域科目に関する授業を実施していない2校（Rostock, TU Dresden）。
 - ➔ 一般の法学部とは異なる教育方式（通信制・経済学部教育の一環）により、重点領域科目に関する授業を実施していない2校（Hagen, Siegen）。
 - ➔ 現在、司法試験課程に関する授業の中で刑事法関連の重点領域科目を設置していない2校（Mannheim, EBS Law School）。
- 成績評価の数値に関しては「第1次・第2次司法試験の成績・評定に関する

る命令 (Verordnung über eine Noten- und Punkteskala für die erste und zweite juristische Prüfung: JurPrNotSkV)」により, sehr gut(18~16点: 優秀), gut(15~13点: 秀), vollbefriedigend(12~10点: 優良), befriedigend (9~7点: 良), ausreichend(6~4点: 可), mangelhaft(3~1点: 不足), ungenügend(0点: 不可) の7段階評価になっている。不合格評定はmangelhaft と ungenügend である。

- 上記「重点領域科目試験結果」において, 数値が欠損している部分に関しては, 以下のように処理している。
 - ➡ 欠損部分の再計算が不可能な場合には「※1」と表示。
 - ➡ 関連項目から, 欠損部分の再計算が可能な場合, 数値に「※2」を追記。
 - ➡ Passau大学の数値に関しては, 授業実施内容の改訂が頻繁に実施されていることから, 他大学とはデータの公表方法が異なり, 数年度分が積算されている場合もある。そのことから, 欠損値に関しても再計算していない。その場合には「※3」と表示。

	2010/2011				2012/2013				2013/2014			
	受講者数	全受講者	科目平均	全科目平均	受講者数	全受講者	科目平均	全科目平均	受講者数	全受講者	科目平均	全科目平均
Augsburg	Wirtschaftsstrafrecht und Internationales Straf- und Strafprozessrecht				Wirtschaftsstrafrecht und Internationales Straf- und Strafprozessrecht				Wirtschaftsstrafrecht und Internationales Straf- und Strafprozessrecht			
	35	157	9.88	10.95	36	176	11.35	10.85	39	235	10.87	9.18
Bayreuth	Wirtschafts- und Steuerstrafrecht				※1				Wirtschafts- und Steuerstrafrecht			
	11	126	8.48	9.57					29	172 ※2	※1	9.4 ※2
FU Berlin	Strafrechtspflege und Kriminologie				Strafrechtspflege und Kriminologie				Strafrechtspflege und Kriminologie			
	57	323	7.7	8.4	67	333	8.9	8.9	51	256	9.9	8.9

HU Berlin	Deutsche und internationale Strafrechtspflege				Deutsche und internationale Strafrechtspflege				Deutsche und internationale Strafrechtspflege			
	40	326	9.74	10.71	46	354	9.2	10.02	60	361	10.02	9.97
Bielefeld	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	25	131	9.2	9.56	31	148	9.16	9.29	39	180	7.85	9.12
	Strafverfahren und Strafverteidigung				Strafverfahren und Strafverteidigung				Strafverfahren und Strafverteidigung			
	18	131	8.83	9.56	20	148	9.65	9.29	27	180	8.56	9.12
Bochum	Strafverteidigung, Strafprozessrecht und Kriminologie				Strafverteidigung, Strafprozessrecht und Kriminologie				Strafverteidigung, Strafprozessrecht und Kriminologie			
	91	326	6.98	7.31	77	304	8.54	8.32	103	329	8.17	8.16
Bonn	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	36	274	8.6	9.01	27	257	8.69	9.33※2	26	240	8.12	9.33
Bremen	Strafrecht und Kriminalpolitik in Europa				Strafrecht und Kriminalpolitik in Europa				※1			
	39	135	10.6	9.61	32	128	9.82	9.67				
Düsseldorf	Strafrecht				Strafrecht				Strafrecht			
	26	140	6.77	8.52	25	198	8.65	9.15	24	204	7.22	8.57
Erlangen-Nürnberg	Kriminalwissenschaft				Kriminalwissenschaft				Kriminalwissenschaft			
	48	148	10.31	9.82	31	122	8.32	9.13	41	137	10.85	10.66※2
Frankfurt a. M.	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	70	295	11.00	10.40	64	236	11.23	10.93※2	64	267	11.58	11.10

Frankfurt/Oder	Strafrechtspflege				Strafrecht				Strafrechtspflege			
	12	59	8.61	9.15	26	96	8.61	9.28	37	108	7.3	8.01
Freiburg	※1				Strafrechtliche Rechtspflege				Strafrechtliche Rechtspflege			
					47	213	10.12	9.68	50	289	9.48	10.11
Gießen	Strafjustiz und Kriminologie				Strafjustiz und Kriminologie				Strafjustiz und Kriminologie			
	25	180	8.59	7.82	60	172	7.98	8.00	71	159	7.98	8.03
	Strafjustiz und Kriminologie mit Teilschwerpunkt "Kriminologie"				Strafjustiz und Kriminologie mit Teilschwerpunkt "Kriminologie"				Strafjustiz und Kriminologie mit Teilschwerpunkt "Kriminologie"			
	25	180	7.92	7.82	6	172	6.38	8.00	2	159	8	8.03
Göttingen	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	62	203	9.19	9.44	66	201	9.53	9.98	50 ※2	194	9.40 ※2	10.66
Greifswald	Kriminologie				Kriminologie und Strafrechtspflege				Kriminologie			
	43	85	10.42	9.68	50	126	9.88	8.41	53	122	9.38	8.62
Halle-Wittenberg	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	43	105	8.93	9.49	23	103	8.62	9.49	21	85	9.37	9.44
Hamburg (BLS)	Wirtschaftsstrafrecht				Wirtschaftsstrafrecht				Wirtschaftsstrafrecht			
	11	105	12.17	11.54	17	101	12	11.58	16	104	12.34	11.74
Hamburg Uni	Kriminalität und Kriminalitätskontrolle				Kriminalität und Kriminalitätskontrolle				Kriminalität und Kriminalitätskontrolle			
	64	350	8.89	8.24	91	325	8.99	8.99	126	415	9.49	9.09

Hannover	Strafverfolgung und Strafverteidigung				Strafverfolgung und Strafverteidigung				Strafverfolgung und Strafverteidigung			
	35	154	9.82	9.58	23	113	10.4	9.79 ※2	31	140 ※2	10.87	10.05
Heidelberg	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	53	217	9.69	9.72	68	284	9.77	9.52	58	361	9.45	9.67
Jena	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	36	157	8.63	9.40	43	228	8.53	9.77	55	201	9.83	10.04
Kiel	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	36	254	10.08	8.81	39	227	9.84	8.86	38	223	8.47	8.53
Köln	Kriminologie, Jugendkriminalrecht, Strafvollzug				Kriminologie, Jugendkriminalrecht, Strafvollzug				Kriminologie, Jugendkriminalrecht, Strafvollzug			
	23	104	9.36	10.07	27	123	9.24	9.83	60	322	9.26	9.69
	Internationales Strafrecht, Strafverfahren, praxisrelevante Gebiete des Strafrechts				Internationales Strafrecht, Strafverfahren, praxisrelevante Gebiete des Strafrechts				Internationales Strafrecht, Strafverfahren, praxisrelevante Gebiete des Strafrechts			
	5	104	10.44	10.07	8	123	11.62	9.83	25	322	10.23	9.69
Konstanz	Recht und Praxis strafrechtlicher Berufe mit europäischen und internationalen Bezügen				Strafrechtspflege: Wirtschaftsstrafrecht, Kriminologie, Europäisierung und Praxis				Strafrechtspflege: Wirtschaftsstrafrecht, Kriminologie, Europäisierung und Praxis			
	25	151	8.29	10.11	45	150	8.32	9.18	27	154	7.59	9.75
Leipzig	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	58	197	8.68	9.53	59	207	8.45	9.83	43	209	8.82	9.28

Mainz	Kriminologie				Kriminologie				Kriminologie			
	70	365	8.35	8.44	49	489	8.87	8.8	39	416	8.97	7.92
	Strafverteidigung				Strafverteidigung				Strafverteidigung			
	58	365	6.88	8.44	60	489	7.27	8.8	41	416	7.31	7.92
Marburg	Nationale und internationale Strafrechtspflege				Nationale und internationale Strafrechtspflege				Nationale und internationale Strafrechtspflege			
	18	93	10.6	10.9	19	115	9.56	10.76	26	110	11.1	10.71
München	Strafjustiz, Strafverteidigung, Prävention				Strafjustiz, Strafverteidigung, Prävention				Strafjustiz, Strafverteidigung, Prävention			
	203	638	9.4	8.34	159	579	8.83	9.17	122	516	9.52	8.8
Münster	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	119	482	8.73	8.86	145	503	8.1	8.99	150	573	8.74	9.3
Osnabrück	Deutsches und Europäisches Wirtschaftsstrafrecht				Deutsches und Europäisches Wirtschaftsstrafrecht				Deutsches und Europäisches Wirtschaftsstrafrecht			
	22	137	7.68	8.77	27	158	7.71	9.5	14	112	8.11	8.82 ※2
Passau ※3	Steuer- und Strafrecht				Zivil- und Strafrechtspflege I				Steuer- und Strafrecht			
	6	214	10.81	11.3	2	※3	8.05	※3	1	256	10.4	※3
	Strafrechtspflege				Zivil- und Strafrechtspflege II				Strafrechtspflege			
	38	214	11.72	11.3	0	※3	—	※3	47	256	10.18	※3
	Straf- und Gesellschaftsrecht				Zivil- und Strafrechtspflege III				Straf- und Gesellschaftsrecht			
	2	214	9.9	11.3	0	※3	—	※3	10	256	10.5	※3
	Strafrecht und Internationales				Zivil- und Strafrechtspflege IV				Strafrecht und Internationales			
5	214	10.58	11.3	0	※3	—	※3	4	256	8.88	※3	

Potsdam	Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht: Bestrafungspraxis				Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht: Bestrafungspraxis				Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht: Bestrafungspraxis			
	15	160	7.05	9.05	10	182	7.54	8.8	29	338	7.59	8.46
	Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht: Strafrechtspraxis				Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht: Strafrechtspraxis				Wirtschafts-, Steuer- und Umweltstrafrecht: Strafrechtspraxis			
	18	160	8.94	9.05	35	182	8.61	8.8	40	338	8.43	8.46
Regensburg	Strafrecht in der modernen Gesellschaft: Internationalisierung, Kriminologie, Forensik				Strafrecht in der modernen Gesellschaft: Internationalisierung, Kriminologie, Forensik				Strafrecht in der modernen Gesellschaft			
	40	187	8.75	8.68	45	164	8.22	9.19	26	178	9.28	9.84
Saarbrücken	Deutsche und internationale Strafrechtspflege, Wirtschafts- und Steuerstrafrecht				Deutsche und internationale Strafrechtspflege, Wirtschafts- und Steuerstrafrecht				Deutsche und internationale Strafrechtspflege, Wirtschafts- und Steuerstrafrecht			
	11	142	7.55	7.83	10	128	8.21	8.18	36	142	6.58	7.76
Trier	Wirtschafts- und Steuerstrafrecht sowie Europäisches und Internationales Strafrecht				Wirtschafts- und Steuerstrafrecht sowie Europäisches und Internationales Strafrecht				Wirtschafts- und Steuerstrafrecht sowie Europäisches und Internationales Strafrecht			
	53	200	6.41	7.08	60	233	7.01	8.45	52	140	6.87	8.01
Tübingen	Rechtspflege in Strafsachen				Kriminalwissenschaften und Strafrechtspflege				Kriminalwissenschaften und Strafrechtspflege			
	21	65	7.96	8.83	58	250	8.2	9.29	71	308	7.6	8.04 ※2
Würzburg	Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften				Kriminalwissenschaften			
	58	295	10.82	10.77	55	267	10.12	9.46	69	304	9.84	9.37